

# 土壤汚染対策法施行規則の特例 ～汚染土壤搬出時認定調査の対象物質を限定～

(土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令 平成31年環境省令第3号)

(環境省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令 令和2年2月14日内閣府・環境省令第1号)

## 特例措置前

○要措置区域等※から搬出される土壤の認定調査については、区域指定対象物質を含む26物質全ての特定有害物質に関する調査が必要だった。

(規制の根拠)

土壤汚染対策法施行規則第59条(改正前)

※要措置区域及び形質変更時要届出区域

## ニーズ

○当該土地の土壤汚染が自然由来である場合であっても、当該土地における再開発事業等の建設工事に伴い当該土地から土壤を搬出する場合、見直し前の規制に従って認定調査を実施する必要があり、建設工事の長期化やコスト増加が課題となっていた。

**自然由来の土壤汚染の取扱いに対する新たな仕組みの構築** (『日本再興戦略改訂』2015(抄)(平成27年6月30日閣議決定))

・再開発事業等におけるコスト削減を通じた都市の再生と国際競争力の重要性も考慮し、自然由来の汚染土壤の規制の在り方について、事業者等の意見を踏まえつつ、人の健康へのリスクに応じた必要最小限の規制とする観点から検討し、全国的な措置の実施に先駆けて、短期間で可能なものについては、早期に国家戦略特区において試行的に開始することとし、その結果を全国的措置に反映させる。

## 特例措置

○国家戦略特区内の自然由来特例区域※から搬出される土壤の認定調査について、区域指定時から汚染の状況の変化等がないことが確認された場合は、原則区域指定対象物質のみを対象とした。(平成27年12月～)

※形質変更時要届出区域の一区分

## 効果

○要措置区域等の土壤について効率的に汚染状態の判定を行うことにより、再開発事業等の建設工事の迅速化・コスト削減につながる。

## 全国展開の内容

○要措置区域等(自然由来特例区域内を含む)から区域外へ土壤を搬出する際に行う認定調査の調査対象物質は、原則区域指定対象物質に限る。

(規制の根拠)

土壤汚染対策法施行規則第59条、第59条の2(改正後)